

公益財団法人横浜市建築保全公社

週休2日制確保適用工事(発注者指定)の試行について

横浜市建築保全公社では、改正品確法の趣旨に基づき、建設業における担い手の育成・確保と労働環境の改善を図る取組として、工事現場における休日の取得を促進するため、令和3年度より「週休2日制確保適用工事(発注者指定)」を試行します。また、工事期間中一定割合以上週休2日を確保できた適用工事に対して、工事成績評定での加点、労務費の増額補正を行うこととし、週休2日の確保を進めます。

●工事現場における週休2日制とは(保全公社の場合)

一週間のうち2休日(現場の休工日)とすることです。

天候や緊急対応等により、休日予定日を変更することができます。

●週休2日制確保適用工事(発注者指定)の試行

次の条件全てを満たした工事の中から選定し、「週休2日制確保適用工事(発注者指定)」を試行します。

- (1) 設計時に4週8休を考慮して工期の設定をしている工事
- (2) 原則として、現場施工期間が1か月以上の工事
- (3) 緊急・小規模工事及び管内一円工事以外の工事
- (4) 作業可能期間が限られている等の工期に厳しい制限がない工事
- (5) プラント工事等で土曜日、日曜日の休工が仕様書等で条件となっていない工事

請負人は工事受注後に、週休2日制確保適用工事(発注者指定)の実施に対し、同意・不同意を選択できます。

実施しない場合でも、工事成績評定の減点等のペナルティはありません。

●工事成績評定への反映

週休2日の達成率 75%以上の場合は工事成績評定に1点、達成率 50%以上の場合は工事成績評定に0.5点加点します。

●請負金額への反映

達成率 50%以上の場合、達成率に応じて、労務費の増額補正を行います。

●実施確認方法

休日取得計画・実績書の提出及び作業日報の提示により週休2日の実施状況を確認します。

●達成率の確認方法

達成率確認書の提出により達成率を確認します。

●工事実施時の注意点

週休2日の確保を事由にした工期の延期は行いません。契約工期の中で週休2日を確保してください。

●週休2日制確保適用工事(発注者指定)の明示など

「週休2日制確保適用工事(発注者指定)」は、現場説明書に明示します。

入札に当たっては、当公社ホームページで公表している「公益財団法人横浜市建築保全公社週休2日制確保適用工事(発注者指定)実施要領」を必ずご確認ください。

◆URL <https://y-hozen.or.jp/info-2/>

技術管理課

電話:045-349-5217